

教第 62 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例に関する意見決定について

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定するに当たり、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和 4 年 1 月 24 日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例に関する意見  
神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については異議ありません。

令和4年1月24日

神戸市教育委員会  
教育長 長 田 淳

神行給第726号  
令和4年1月20日

神戸市教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

「神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」案に  
対する貴委員会への意見聴取について

下記の条例案を第1回定例会市会に提案いたしたく思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を提出されたく、条例案を添えて照会いたします。

#### 記

1. 神戸市職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

## 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（概要）

### 1. 係長級の処遇改善

- (1) 人事・給与制度の見直しにおける係長級の処遇改善の概要  
昇任意欲を醸成する観点から、係長級の処遇改善について、令和4年4月以降、全号給について段階的に1万円まで引き上げを行う。
- (2) 令和4年4月における処遇改善の内容(※)  
係長級の給料月額について、全号給において1,000円の引き上げを行う。  
※行政職給料表、消防職給料表及び医療職給料表(2)適用者
- (3) 実施時期  
令和4年4月1日

### 2. 医師の処遇改善

- (1) 医師の処遇改善の概要  
新型コロナウイルス感染症に対する対応等により、健康局における医師の役割が重要となる中で、今後、医師の継続的かつ安定的な人材確保・定着を図るために、医師に支給されている初任給調整手当について改正を行う。
- (2) 初任給調整手当の改正内容  
(現行) 上限 160,400 円 ⇒ (改正案) 上限 251,200 円
- (3) 実施時期  
令和4年4月1日

### 3. 教育職給料表(2)の見直し

- (1) 教育職給料表(2)の見直しの概要  
人事・給与制度改革の趣旨を踏まえ、若年層の処遇改善と高齢層の処遇見直しを行う。また、学校の組織力の強化のため、教頭の業務を補佐し、学校運営の中心的役割を担う主幹教諭を新設する。
- (2) 見直しの内容
  - ①若年層の改善と高齢層の抑制（給与カーブのフラット化）  
※給料月額と退職手当の現給保障
  - ②新設する主幹教諭に新3級を適用し、現在の3級は新4級、4級は新5級とする
- (3) 実施時期  
令和4年4月1日

第 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(初任給調整手当) 第10条の7 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、第1号に掲げる職に係るものにあつては35年以内、第2号に掲げる職に係るものに	(初任給調整手当) 第10条の7 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、第1号に掲げる職に係るものにあつては35年以内、第2号に掲げる職に係るものに

あつては21年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては5年以内の期間、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて人事委員会規則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 251,200円

(2)、(3) [略]

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

[略]

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(ただし、再任用職員を除く。)の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 消防職給料表(第3条関係)

[略]

あつては21年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては5年以内の期間、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて人事委員会規則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 160,400円

(2)、(3) [略]

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

[略]

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 消防職給料表(第3条関係)

[略]

備考

1 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（ただし、再任用職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 削除

イ 教育職給料表(2) **別エクセル**

備考 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

[略]
-----

備考

1 この表は、薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（ただし、再任用職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6 級別基準職務表（第3条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	[略]
2級	[略]
<b>3級</b>	<b>高等学校の主幹教諭の職務</b>
4級	[略]
5級	[略]

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

[略]
-----

備考 この表は、薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

この表は、薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 級別基準職務表（第3条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	[略]
2級	[略]
3級	[略]
4級	[略]



(5)～(9) [略]

(産業教育手当)

第10条の2 高等学校における農業又は工業に係る産業教育の特殊性にかんがみ、農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教頭、主幹教諭、教諭、助教諭若しくは講師（常時勤務に服することを要する者及び短時間勤務職員である者に限る。）又は実習助手で人事委員会規則で定めるものが、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する場合若しくは教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

2 [略]

(定時制教育手当)

第10条の3 高等学校で定時制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教頭並びに主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常勤の者及び短時間勤務職員である者に限る。）並びに実習助手で人事委員会規則で定めるもの（本務として定時制教育に従事する者に限る。）に対しては、定時制教

(5)～(9) [略]

(産業教育手当)

第10条の2 高等学校における農業又は工業に係る産業教育の特殊性にかんがみ、農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教頭、教諭、助教諭若しくは講師（常時勤務に服することを要する者及び短時間勤務職員である者に限る。）又は実習助手で人事委員会規則で定めるものが、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する場合若しくは教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

2 [略]

(定時制教育手当)

第10条の3 高等学校で定時制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教頭並びに教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常勤の者及び短時間勤務職員である者に限る。）並びに実習助手で人事委員会規則で定めるもの（本務として定時制教育に従事する者に限る。）に対しては、定時制教育手当

育手当を支給する。 2 [略]	を支給する。 2 [略]
--------------------	-----------------

第2条 神戸市職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
別表第3 教育職給料表（第3条関係） ア 削除 イ 教育職給料表(2) <b>別エクセル</b>	

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年12月条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教職調整額の支給)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。)別表第3イ教育職給料表(2)、ウ教育職給料表(3)又はオ教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。以下同じ。)のうちその属する職務の級が1級若しくは2級又は3級(別表第3イ教育職給料表(2)及びオ教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。)である者には、その者の給料月額<del>の100分の4</del>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(教職調整額の支給)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員(神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。)別表第3イ教育職給料表(2)、ウ教育職給料表(3)又はオ教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。以下同じ。)のうちその属する職務の級が1級若しくは2級又は3級(別表第3オ教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。)である者には、その者の給料月額<del>の100分の4</del>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 [略]</p>

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和2年12月条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="268 1005 368 1039">附 則</p> <p data-bbox="197 1072 767 1167">(号給の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)</p> <p data-bbox="164 1200 778 1982">第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当(神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の<u>附則第4条の規定により支給する給料の額に満たないときは、附則第4条の規定により支給する給料の額</u>をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。</p>	<p data-bbox="911 1005 1011 1039">附 則</p> <p data-bbox="863 1072 1326 1106">(退職手当に関する経過措置)</p> <p data-bbox="810 1200 1428 1921">第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当(神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者が<u>施行日の前日に受けていた給料月額に満たないときは、施行日の前日に受けていた給料月額</u>をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。</p>

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和5年4月1日

2 第4条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例附則第6条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(特定の職務の級及び号給の切換え)

第2条 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により新級を決定される職員の施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給と同一のものとする。

(給料表の改定に伴う経過措置)

第3条 施行日の前日から引き続き、神戸市職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第1項第3号イの給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員で2級の者のうち、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定により差額に相当する額を給料として支給される職員（以下「前項の職員」という。）を除く。）について、前項の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該引き続き給料表の適用を受ける職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

第4条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第10条の4、第12条の2及び第17条の規定及び、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特

別措置に関する条例第3条の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年2月条例第〇号）附則第3条の規定による給料の額との合計額」とする。

（退職手当に関する経過措置）

第5条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の附則第3条の規程により支給する給料の額に満たないときは、附則第3条の規程により支給する給料の額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。

（施行細目の委任）

第6条 附則第2条から附則第4条までに定めるもののほか、第1条から第3条までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第7条 附則第5条に定めるものの施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則別表第1（附則第2条関係）

給料表	旧級	新級
教育職給料表(2)	3級	4級
	4級	5級

## 理 由

頑張っている職員が真に報われる人事・給与制度の見直し等を実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。

改正後						改正前							
別表第3 教育職給料表 (第3条関係)						別表第3 教育職給料表 (第3条関係)							
イ 教育職給料表(2)						イ 教育職給料表(2)							
職員の区分	職務の級 号給	[略]	2 級	3 級	4 級	5 級	職員の区分	職務の級 号給	[略]	2 級	3 級	4 級	
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職員以外の職員			円	円	円	円				円	円	円	
	1			178,300	270,000	310,700	413,300	1			175,900	310,700	413,300
	2			180,100	272,700	313,500	415,400	2			177,700	313,500	415,400
	3			181,900	275,400	316,200	417,500	3			179,500	316,200	417,500
	4			183,800	278,000	318,900	419,600	4			181,300	318,900	419,600
	5			185,600	280,600	321,600	421,600	5			183,100	321,600	421,600
	6			187,500	283,300	324,000	423,800	6			185,000	324,000	423,800
	7			189,400	286,000	326,400	426,000	7			186,900	326,400	426,000
	8			191,300	288,600	328,700	428,200	8			188,800	328,700	428,200
	9			193,200	291,200	331,000	430,300	9			190,500	331,000	430,300
	10			195,200	293,900	333,300	432,400	10			192,500	333,300	432,400
	11			197,200	296,600	335,600	434,600	11			194,500	335,600	434,600
	12			199,200	299,200	337,800	436,800	12			196,500	337,800	436,800
	13			201,100	301,800	339,900	438,800	13			198,300	339,900	438,800
	14			203,200	304,200	342,200	440,900	14			200,300	342,200	440,900
	15			205,200	306,700	344,600	443,000	15			202,300	344,600	443,000
	16			207,200	309,200	346,900	445,100	16			204,300	346,900	445,100
	17			209,200	311,700	349,200	447,200	17			206,200	349,200	447,200
	18			211,100	314,200	351,500	448,900	18			208,300	351,500	448,900
	19			213,000	316,700	353,700	450,700	19			210,400	353,700	450,700
	20			215,000	319,200	355,900	452,600	20			212,500	355,900	452,600
	21			216,800	321,700	357,800	454,500	21			214,300	357,800	454,500
	22			218,900	324,200	359,800	456,300	22			216,400	359,800	456,300
	23			221,000	326,700	361,700	458,100	23			218,500	361,700	458,100
	24			223,100	329,200	363,700	459,900	24			220,600	363,700	459,900
	25			225,200	331,600	365,600	461,700	25			222,700	365,600	461,700
	26			227,300	334,000	367,700	463,200	26			224,800	367,700	463,200
	27			229,400	336,400	369,600	464,700	27			226,900	369,600	464,700
	28			231,500	338,700	371,700	466,200	28			229,000	371,700	466,200
	29			233,600	341,000	373,400	467,600	29			231,100	373,400	467,600
	30			236,100	343,200	375,400	468,700	30			233,600	375,400	468,700
	31			238,700	345,300	377,400	469,800	31			236,200	377,400	469,800
	32			241,200	347,400	379,400	470,900	32			238,800	379,400	470,900
	33			243,700	349,500	381,200	471,900	33			241,300	381,200	471,900
	34			246,100	351,600	383,200	472,800	34			243,900	383,200	472,800
	35			248,600	353,700	385,100	473,700	35			246,500	385,100	473,700
	36			251,200	355,700	387,100	474,600	36			249,100	387,100	474,600
	37			253,600	357,700	388,800	475,300	37			251,400	388,800	475,300
	38			256,100	359,600	390,700	476,300	38			254,000	390,700	476,300
	39			258,700	361,600	392,500	477,300	39			256,600	392,500	477,300
	40			261,200	363,600	394,300	478,300	40			259,200	394,300	478,300
	41			263,600	365,600	396,100	479,100	41			261,600	396,100	479,100
	42			266,000	367,600	398,000	480,000	42			264,100	398,000	480,000
	43			268,500	369,600	399,800	480,900	43			266,600	399,800	480,900
	44			270,900	371,600	401,700	481,800	44			269,000	401,700	481,800
	45			273,300	373,600	403,400	482,600	45			271,500	403,400	482,600
	46			275,500	375,500	405,200	483,300	46			273,700	405,200	483,300
	47			277,700	377,400	407,100	484,000	47			275,900	407,100	484,000
	48			279,900	379,300	408,900	484,700	48			278,100	408,900	484,700
	49			282,200	381,200	410,600	485,500	49			280,300	410,600	485,500
	50			284,700	383,100	412,400	486,200	50			282,900	412,400	486,200
	51			287,100	385,000	414,200	486,900	51			285,500	414,200	486,900
	52			289,500	386,800	416,100	487,600	52			288,100	416,100	487,600
	53			291,900	388,600	417,700	488,100	53			290,600	417,700	488,100
	54			294,400	390,400	419,500	488,700	54			293,200	419,500	488,700
	55			296,800	392,200	421,300	489,300	55			295,800	421,300	489,300
	56			299,400	394,000	423,100	489,900	56			298,500	423,100	489,900
	57			302,000	395,800	424,800	490,500	57			301,200	424,800	490,500
	58			304,600	397,600	426,500	491,500	58			303,900	426,500	491,500
	59			307,200	399,400	428,200	492,500	59			306,500	428,200	492,500
	60			309,900	401,200	429,900	493,500	60			309,200	429,900	493,500
	61			312,600	403,000	431,500	494,500	61			312,000	431,500	494,500
	62			315,200	404,700	433,100	495,600	62			314,700	433,100	495,600
	63			317,900	406,400	434,600	496,700	63			317,500	434,600	496,700
	64			320,500	408,000	436,200	497,800	64			320,100	436,200	497,800
	65			323,000	409,600	437,800	498,700	65			322,600	437,800	498,700
	66			325,400	410,900	439,300	499,800	66			325,000	439,300	499,800
	67			327,800	412,100	440,800	500,900	67			327,400	440,800	500,900
68			330,200	413,300	442,300	502,000	68			329,800	442,300	502,000	

69	332,400	414,500	444,000	502,900	69	332,000	444,000	502,900
70	334,600	415,700	445,700		70	334,200	445,700	
71	336,700	416,900	447,300		71	336,400	447,300	
72	338,900	418,100	448,900		72	338,600	448,900	
73	340,900	419,200	450,200		73	340,500	450,200	
74	343,000	420,400	451,500		74	342,600	451,500	
75	345,200	421,500	452,800		75	344,800	452,800	
76	347,300	422,600	454,100		76	347,000	454,100	
77	349,400	423,700	455,300		77	349,000	455,300	
78	351,500	424,800	456,100		78	351,100	456,100	
79	353,500	425,900	456,900		79	353,100	456,900	
80	355,500	427,000	457,700		80	355,100	457,700	
81	357,500	428,100	458,400		81	357,200	458,400	
82	359,600	429,200	459,100		82	359,200	459,100	
83	361,600	430,300	459,800		83	361,300	459,800	
84	363,600	431,300	460,500		84	363,300	460,500	
85	365,600	432,300	461,100		85	365,300	461,100	
86	367,600	433,200	461,700		86	367,300	461,700	
87	369,500	434,100	462,300		87	369,200	462,300	
88	371,400	435,000	462,900		88	371,200	462,900	
89	373,300	435,900	463,400		89	373,000	463,400	
90	375,200	436,500	463,900		90	374,900	463,900	
91	377,100	437,100	464,400		91	376,900	464,400	
92	379,000	437,700	464,900		92	378,800	464,900	
93	380,800	438,200	465,500		93	380,600	465,500	
94	382,600	438,800	466,000		94	382,500	466,000	
95	384,400	439,300	466,500		95	384,300	466,500	
96	386,200	439,800	467,000		96	386,100	467,000	
97	388,000	440,300	467,600		97	387,800	467,600	
98	389,800	440,800	468,300		98	389,600	468,300	
99	391,600	441,300	469,000		99	391,500	469,000	
100	393,400	441,700	469,700		100	393,300	469,700	
101	395,100	442,100	470,200		101	395,000	470,200	
102	396,700	442,500	471,100		102	396,600	471,100	
103	398,300	442,900	472,000		103	398,200	472,000	
104	399,800	443,300	472,900		104	399,700	472,900	
105	401,300	443,700	473,500		105	401,200	473,500	
106	402,100	444,100			106	402,000		
107	402,800	444,500			107	402,800		
108	403,500	444,900			108	403,500		
109	404,100	445,300			109	404,000		
110	404,800	445,800			110	404,800		
111	405,600	446,300			111	405,600		
112	406,300	446,700			112	406,300		
113	406,800	447,100			113	406,800		
114	407,500	447,600			114	407,500		
115	408,300	448,100			115	408,300		
116	409,100	448,500			116	409,100		
117	409,600	448,900			117	409,600		
118	410,300	449,400			118	410,300		
119	411,000	449,900			119	411,000		
120	411,600	450,300			120	411,600		
121	412,200	450,700			121	412,300		
122	412,800	451,200			122	412,900		
123	413,400	451,700			123	413,600		
124	413,900	452,100			124	414,200		
125	414,400	452,500			125	414,900		
126	414,900				126	415,600		
127	415,400				127	416,100		
128	415,900				128	416,800		
129	416,400				129	417,500		
130	416,800				130	418,100		
131	417,200				131	418,800		
132	417,600				132	419,500		
133	418,000				133	420,100		
134	418,400				134	420,700		
135	418,800				135	421,400		
136	419,200				136	422,000		
137	419,500				137	422,600		
138	419,800				138	423,100		
139	420,100				139	423,500		
140	420,400				140	423,900		
141	420,700				141	424,300		
142	421,000				142	424,700		



143	421,300				
144	421,600				
145	421,800				
146	422,100				
147	422,400				
148	422,700				
149	422,900				
150	423,200				
151	423,500				
152	423,700				
153	423,900				
154	424,200				
155	424,500				
156	424,700				
157	424,900				
158	425,200				
159	425,500				
160	425,700				
161	425,900				
162	426,200				
163	426,500				
164	426,700				
165	426,900				
166	427,200				
167	427,500				
168	427,700				
169	427,900				
170	428,200				
171	428,500				
172	428,700				
173	428,900				
174	429,200				
175	429,500				
176	429,700				
177	429,900				
再任用職員	[略]	[略]	313,100	347,600	423,200

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

143	425,100				
144	425,500				
145	425,900				
146	426,300				
147	426,700				
148	427,100				
149	427,500				
150	427,900				
151	428,300				
152	428,700				
153	428,800				
154	429,100				
155	429,400				
156	429,700				
157	430,000				
158	430,300				
159	430,600				
160	430,900				
161	431,200				
162	431,500				
163	431,800				
164	432,000				
165	432,200				
166	432,800				
167	433,400				
168	434,000				
169	434,500				
170	435,100				
171	435,700				
172	436,300				
173	436,900				
174	437,500				
175	438,100				
176	438,700				
177	439,300				
178	439,900				
179	440,500				
180	441,100				
181	441,700				
182	442,300				
183	442,900				
184	443,500				
185	444,100				
186	444,700				
187	445,300				
188	445,900				
189	446,500				
190	447,100				
191	447,700				
192	448,300				
193	448,800				
再任用職員	[略]	[略]	347,600	423,200	

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第2条による改正後						第2条による改正前							
別表第3 教育職給料表 (第3条関係)						別表第3 教育職給料表 (第3条関係)							
イ 教育職給料表(2)						イ 教育職給料表(2)							
職員 の区 分	職務 の級 号給	[略]	2 級	[略]	[略]	職員 の区 分	職務 の級 号給	[略]	2 級	[略]	[略]		
		[略]	給料月額	[略]	[略]			[略]	給料月額	[略]	[略]		
再任 用職 員以 外の 職員		[略]	円	[略]	[略]	再任 用職 員以 外の 職員		[略]	円	[略]	[略]		
	1			179,900				1			178,300		
	2			181,700				2			180,100		
	3			183,600				3			181,900		
	4			185,500				4			183,800		
	5			187,400				5			185,600		
	6			189,300				6			187,500		
	7			191,200				7			189,400		
	8			193,100				8			191,300		
	9			195,100				9			193,200		
	10			197,100				10			195,200		
	11			199,100				11			197,200		
	12			201,100				12			199,200		
	13			203,100				13			201,100		
	14			205,200				14			203,200		
	15			207,200				15			205,200		
	16			209,200				16			207,200		
	17			211,200				17			209,200		
	18			213,000				18			211,100		
	19			214,800				19			213,000		
	20			216,700				20			215,000		
	21			218,600				21			216,800		
	22			220,700				22			218,900		
	23			222,800				23			221,000		
	24			224,900				24			223,100		
	25			227,000				25			225,200		
	26			229,100				26			227,300		
	27			231,200				27			229,400		
	28			233,300				28			231,500		
	29			235,400				29			233,600		
	30			237,900				30			236,100		
	31			240,400				31			238,700		
	32			242,900				32			241,200		
	33			245,300				33			243,700		
	34			247,700				34			246,100		
	35			250,100				35			248,600		
	36			252,600				36			251,200		
	37			255,100				37			253,600		
	38			257,600				38			256,100		
	39			260,100				39			258,700		
	40			262,600				40			261,200		
	41			265,000				41			263,600		
	42			267,400				42			266,000		
	43			269,800				43			268,500		
	44			272,200				44			270,900		
	45			274,600				45			273,300		
	46			276,800				46			275,500		
	47			279,000				47			277,700		
	48			281,200				48			279,900		
	49			283,500				49			282,200		
	50			285,900				50			284,700		
	51			288,200				51			287,100		
	52			290,500				52			289,500		
	53			292,800				53			291,900		
	54			295,200				54			294,400		
	55			297,600				55			296,800		
	56			300,100				56			299,400		
	57			302,600				57			302,000		
	58			305,200				58			304,600		
	59			307,800				59			307,200		
	60			310,400				60			309,900		
	61			313,000				61			312,600		
	62			315,600				62			315,200		
63			318,200			63			317,900				

64	320,800
65	323,400
66	325,800
67	328,200
68	330,500
69	332,800
70	334,900
71	337,000
72	339,100
73	341,200
74	343,400
75	345,500
76	347,600
77	349,700
78	351,800
79	353,800
80	355,800
81	357,800
82	359,900
83	361,900
84	363,900
85	365,900
86	367,800
87	369,700
88	371,600
89	373,500
90	375,400
91	377,300
92	379,200
93	381,000
94	382,800
95	384,600
96	386,400
97	388,200
98	390,000
99	391,800
100	393,600
101	395,300
102	396,900
103	398,500
104	400,000
105	401,500
106	402,200
107	402,900
108	403,600
109	404,200
110	404,900
111	405,600
112	406,300
113	406,900
114	407,600
115	408,300
116	409,100
117	409,600
118	410,300
119	411,000
120	411,600
121	412,200
122	412,800
123	413,400
124	413,900
125	414,400
126	414,900
127	415,400
128	415,900
129	416,400
130	416,800
131	417,200
132	417,600

64	320,500
65	323,000
66	325,400
67	327,800
68	330,200
69	332,400
70	334,600
71	336,700
72	338,900
73	340,900
74	343,000
75	345,200
76	347,300
77	349,400
78	351,500
79	353,500
80	355,500
81	357,500
82	359,600
83	361,600
84	363,600
85	365,600
86	367,600
87	369,500
88	371,400
89	373,300
90	375,200
91	377,100
92	379,000
93	380,800
94	382,600
95	384,400
96	386,200
97	388,000
98	389,800
99	391,600
100	393,400
101	395,100
102	396,700
103	398,300
104	399,800
105	401,300
106	402,100
107	402,800
108	403,500
109	404,100
110	404,800
111	405,600
112	406,300
113	406,800
114	407,500
115	408,300
116	409,100
117	409,600
118	410,300
119	411,000
120	411,600
121	412,200
122	412,800
123	413,400
124	413,900
125	414,400
126	414,900
127	415,400
128	415,900
129	416,400
130	416,800
131	417,200
132	417,600

133	418,000					
134	418,400					
135	418,800					
136	419,200					
137	419,500					
138	419,800					
139	420,100					
140	420,400					
141	420,700					
142	421,000					
143	421,300					
144	421,600					
145	421,800					
146	422,100					
147	422,400					
148	422,700					
149	422,900					
150	423,200					
151	423,500					
152	423,700					
153	423,900					
154	424,200					
155	424,500					
156	424,700					
157	424,900					
158	425,200					
159	425,500					
160	425,700					
161	425,900					
162	426,200					
163	426,500					
164	426,700					
165	426,900					
166	427,200					
167	427,500					
168	427,700					
169	427,900					
170	428,200					
171	428,500					
172	428,700					
173	428,900					
174	429,200					
175	429,500					
176	429,700					
177	429,900					
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 [略]
- 2 [略]

133	418,000					
134	418,400					
135	418,800					
136	419,200					
137	419,500					
138	419,800					
139	420,100					
140	420,400					
141	420,700					
142	421,000					
143	421,300					
144	421,600					
145	421,800					
146	422,100					
147	422,400					
148	422,700					
149	422,900					
150	423,200					
151	423,500					
152	423,700					
153	423,900					
154	424,200					
155	424,500					
156	424,700					
157	424,900					
158	425,200					
159	425,500					
160	425,700					
161	425,900					
162	426,200					
163	426,500					
164	426,700					
165	426,900					
166	427,200					
167	427,500					
168	427,700					
169	427,900					
170	428,200					
171	428,500					
172	428,700					
173	428,900					
174	429,200					
175	429,500					
176	429,700					
177	429,900					
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 [略]
- 2 [略]